

北海道知事所轄各学校法人理事長 様

北海道総務部長

平成28年度以後の監査事項の指定について（通知）

このたび、学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第15号）の施行に伴い、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項の規定に基づき、北海道知事を所轄庁とする学校法人が、同条第2項の規定により北海道知事に届け出る平成28年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項の指定が、平成28年北海道公告（別添写し）をもって指定されたので通知します。

つきましては、下記の点に十分ご留意の上、遺漏のないよう取り計らい願います。

記

1 監査対象法人等について

- (1) この公告による指定事項について公認会計士又は監査法人の監査報告書の添付を要することとなる学校法人は、私立学校振興助成法第9条に規定する補助金の交付を受ける北海道知事所轄の学校法人である。
- (2) 上記の補助金の交付を受ける学校法人であっても、私立学校振興助成法第14条第3項ただし書の規定により、知事の許可を受けた場合は、公認会計士又は監査法人の監査報告書の添付を要しないものであること。

なお、この知事の添付免除許可は、一会計年度における上記の補助金の合計額が1,000万円未満の学校法人について、別途通知する手続による免除許可申請に対し、個別に行うものである。

2 監査事項の内容について

この公告によって指定された平成28年度以後の監査事項の具体的内容は、次のとおりである。

(1) 資金収支計算書について

ア 資金収支計算は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号。以下同じ。）の定めるところに従って行われているかどうか。

(ア) 当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出は正しく計上されているかどうか。

(イ) 当該会計年度における支払資金の収入及び支出の計上並びにそのてん末は妥当であるかどうか。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の具体的内容のうち特に留意すべき事項は次のとおりである。

a 収支の繰上げ又は繰下げを行っていないかどうか。

b 資金収入調整勘定及び資金支出調整勘定の計上は、妥当であるかどうか。

c 資金収支計算書における「前年度繰越支払資金」及び「翌年度繰越支払資金」の額は、期首並びに期末の貸借対照表における現金預金有高と一致しているかどうか。

d 収入及び支出の各科目への区分は正しく行われているかどうか。

e 寄付金や学校債による資金の受入れが適正に行われているか。特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意すること。

- イ 資金収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。
- (ア) 記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第9条、第10条、第11条、第12条及び第14条に従っているかどうか。
- (注) 資金収支内訳表及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書は、監査事項からは除外されている。
- (2) 事業活動収支計算書について
- ア 事業活動収支計算は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われているかどうか。
- (ア) 当該会計年度の教育活動収入及び教育活動支出は正しく計上されているかどうか。
- (イ) 当該会計年度の教育活動外収入及び教育活動外支出は正しく計上されているかどうか。
- (ウ) 当該会計年度の特別収入及び特別支出は正しく計上されているかどうか。
- (エ) 上記(ア)、(イ)及び(ウ)の具体的内容のうち、特に留意すべき事項は次のとおりである。
- a 減価償却額及び退職給与引当金繰入額は正しく計上されているかどうか。
- b 教育活動収支、教育活動外収支及び特別収支の各科目への区分は正しく行われているかどうか。
- c 基本金組入額及び基本金取崩額は、正しく計上されているかどうか。
- d 寄付金（現物寄付を含む。）の受入れが適正に行われているか。特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意すること。
- e 各収支差額は正しく計上されているかどうか。
- イ 事業活動収支計算書の表示方法は学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。
- (ア) 記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第18条、第19条、第20条、第21条、第22条及び第23条に従っているかどうか。
- (注) 事業活動収支内訳表については、所轄庁に届け出る計算書類であるが、監査事項からは除外されている。
- (3) 貸借対照表について
- ア すべての資産及び負債は、学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。
- (ア) 資産の評価は、妥当であるかどうか。
- (イ) 負債は、すべてを網羅して計上されているかどうか。
- イ 基本金要組入額は正しく把握されているかどうか。
- ウ 基本金及び繰越収支差額は、学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。
- エ 貸借対照表の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。
- (ア) 記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第32条、第33条、第34条、第35条及び第36条に従っているかどうか。
- (4) 収益事業に係る計算書類について
- ア 会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行われているかどうか。
- イ 計算書類の作成に当たって、その記載科目、記載方法及び様式は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従っているかどうか。
- (5) その他
- 会計制度の整備及び運用の状況はどうか。

### 3 公認会計士等の業務制限について

監査の依頼に際しては、当該公認会計士又は監査法人が貴法人と、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第24条又は第34条の11に規定する著しい利害関係を有する等の者でないことを確認する必要があるが、著しい利害関係の有無については公認会計士法施行令第7条又は第15条及び日本公認会計士協会の倫理規則等を参考とすること。

### 4 計算書類等の届出について

知事への計算書類等の届出については、次のことに留意すること。

#### (1) 届出期日について

計算書類の届出期日については、翌年度の6月30日までに届け出ることとされていること。

また、収支予算書については、当該年度の6月30日までに届け出ることとされているので、前年度の計算書類と同時に届け出ること。

なお、収支予算書を届け出た後に、同予算書に係る収支予算を変更したときは、変更後の収支予算書を速やかに届け出ること。

#### (2) 届出方法等について

ア 計算書類の用紙は日本工業規格A4判に統一すること。ただし、資金収支内訳表、人件費支出内訳表及び事業活動収支内訳表で部門別の区分が多い場合にはこの限りでない。

イ 計算書類は学校法人会計基準第1号様式から第10号様式の順序として（収益事業がある場合には、当該事業の計算書類を第10号様式の後に追加して）、公認会計士又は監査法人の監査報告書（自署及び押印のあるものを必要とし、写しでは足りないこと。）の後にとじ込み、両者を袋とじとすること。

また、収支予算書は計算書類とは別につづること。

ウ 計算書類等の届出の際には、学校法人の理事長名を記入し、職印を押印した知事あての送付状を添付すること。

### 5 北海道知事を所轄庁とする学校法人が北海道知事に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件の廃止について

北海道知事を所轄庁とする学校法人が北海道知事に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件（昭和57年北海道告示第2193号）は、平成27年度の監査報告書を限りとして廃止すること。

〔 学事課企画幼稚園グループ  
学事課中高専修学校グループ 〕

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項の規定に基づき、北海道知事を所轄庁とする学校法人が同条第2項の規定により北海道知事に届け出る平成28年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を、次のとおり指定し、平成28年4月1日から適用する。

平成28年3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われているかどうか及び財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。